

議 案 参 考 資 料

令和5年3月 定例会

(目 次)

○大村市個人情報の保護に関する法律施行条例の概要（第1号議案関係）……	(1)
○大村市手数料条例（新旧対照表）（附則第4条関係）（第1号議案関係）…	(3)
○大村市情報公開条例（新旧対照表）（附則第5条関係）（第1号議案関係）	(4)
○大村市情報公開・個人情報保護審査会条例（新旧対照表）（附則第6条関係） （第1号議案関係）………	(5)
○大村市国民健康保険条例の改正概要（第2号議案関係）………	(7)
○大村市国民健康保険条例（新旧対照表）（第2号議案関係）………	(8)
○大村市福祉医療費の支給に関する条例の改正概要（第3号議案関係）………	(9)
○大村市福祉医療費の支給に関する条例（新旧対照表）（第3号議案関係）…	(10)
○大村市子ども・子育て会議条例（新旧対照表）（第4号議案関係）………	(11)
○大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正概 要（第5号議案関係）………	(12)
○大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（新旧対 照表）（第5号議案関係）………	(13)
○大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定 める条例（新旧対照表）（第6号議案関係）………	(16)
○大村市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 改正概要（第7号議案関係）………	(28)
○大村市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 （新旧対照表）（第7号議案関係）………	(29)
○大村市奨学基金条例の改正概要（第8号議案関係）………	(31)
○大村市奨学基金条例（新旧対照表）（第8号議案関係）………	(32)
○大村市事務分掌条例（新旧対照表）（第9号議案関係）………	(34)
○工事施行に関する基本協定の変更について（第10号議案関係）………	(35)
○位置図（第11号議案関係）………	(36)
○大村公園内の樹木の枝による自動車破損事故について（報告第1号関係）…	(37)

大村市個人情報の保護に関する法律施行条例の概要（第1号議案関係）

1 制定の理由

個人情報の保護に関する法律が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度について、改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」という。）が適用されることに伴い、改正法の施行に関し必要な事項を定める。

2 条例の主な内容

(1) 実施機関について（第2条関係）

改正法が適用される市の機関は、次のとおりとする。

市長、上下水道事業管理者、モーターボート競走事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会
※ なお、現行の大村市個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）において実施機関となっている議会については、改正法の適用対象から除外されている。

(2) 開示決定等の期限等について（第3条・第4条関係）

次のとおり現行条例と同様の規定を設けるとともに、改正法に準じ、新たに特例の期限を設定する。

改正法		新条例	
通常の場合	30日以内	通常の場合	14日以内
延長の場合	30日以内	延長の場合	30日以内
特例の場合	相当の期間	特例の場合	相当の期間

※ 特例の期限は、開示請求に係る保有個人情報に著しく大量で事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合に適用

(3) 費用負担について（第5条関係）

現行条例と同様に、手数料は無料とし、写しの交付に係る実費相当額を徴収する。

(4) 審査会への諮問について（第6条関係）

次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会等の機関に諮問することができる旨を規定する。

ア 法第66条第1項の規定による安全管理措置の基準を定める場合

イ 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(5) 実施状況の公表について（第7条関係）

現行条例と同様に、毎年、開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る実施状況を公表する。

(6) その他

附則において、関係条例を整理する。

ア 大村市個人情報保護条例の廃止

イ 大村市手数料条例の一部改正

ウ 大村市情報公開条例の一部改正

エ 大村市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正

3 施行期日

令和5年4月1日

大村市手数料条例（新旧対照表）（附則第4条関係）

改正後				改正前			
別表第3（第2条関係）				別表第3（第2条関係）			
項	手数料を徴収する事項	手数料の金額		項	手数料を徴収する事項	手数料の金額	
略				略			
2	大村市情報公開条例（平成12年大村市条例第20号）第8条第2項の規定及び個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第1項の規定による交付に係る手数料	複写機及び電磁的記録を用紙に出したものの 個人情報保護に関するもの	1枚（片面）につき10円 1枚（片面）につき50円	2	大村市情報公開条例（平成12年大村市条例第20号）第8条第2項の規定及び個人情報保護に関する交付及び大村市個人情報保護条例（平成17年大村市条例第2号）第22条第1項の規定による交付に係る手数料	複写機及び電磁的記録を用紙に出したものの 個人情報保護に関するもの	1枚（片面）につき10円 1枚（片面）につき50円
略				略			

大村市情報公開条例（新旧対照表）（附則第5条関係）

改正後	改正前
(公開の請求に対する決定及び通知) 第7条 実施機関は、公文書の公開の請求があったときは、当該請求書を受理した日から14日以内に、当該請求に係る公文書の公開をするか否かの決定、第12条の規定により公開の請求する旨の決定又は公開の請求に係る公文書を保有していない旨の決定をしなければならない。 2 略 3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項の期間内に同項の決定をすることができないときは、当該期間を、その満了する日から30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに書面により延長の請求者に通知しなければならない。 4～6 略	(公開の請求に対する決定及び通知) 第7条 実施機関は、公文書の公開の請求があったときは、当該請求書を受理した日から起算して15日以内に、当該請求に係る公文書の公開をするか否かの決定、第12条の規定により公開の請求を拒否する旨の決定又は公開の請求に係る公文書を保有していない旨の決定をしなければならない。 2 略 3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項の期間内に同項の決定をすることができないときは、当該期間を、その満了する日の翌日から起算して30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに書面により延長の期間及び理由を請求者に通知しなければならない。 4～6 略

大村市情報公開・個人情報保護審査会条例（新旧対照表）（附則第6条関係）

改正後	改正前
(設置) 第1条 大村市情報公開条例（平成12年大村市条例第20号。以下「情報公開条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び大村市個人情報保護の保護に関する法律施行条例（令和5年大村市条例第 号。以下「法施行条例」という。）の適正な運用を図るため、大村市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。 (所掌事務) 第2条 審査会は、実施機関（情報公開条例第2条第1号及び法施行条例第2条第2項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。 (1) 略 (2) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の審査請求に関する事項 (3) 法施行条例第6条に規定する事項	(設置) 第1条 大村市情報公開条例（平成12年大村市条例第20号。以下「情報公開条例」という。）及び大村市個人情報保護条例（平成17年大村市条例第2号。以下「個人情報保護条例」という。）の適正な運用を図るため、大村市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。 (所掌事務) 第2条 審査会は、実施機関（情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。 (1) 略 (2) 個人情報保護条例第9条第2項第7号の規定による保有個人情報（個人情報保護条例第2条第5号に規定する保有個人情報）をいう。以下同じ。）の利用及び提供に関する事項 (3) 個人情報保護条例第10条第2号の規定による保有個人情報の提供に関する事項 (4) 個人情報保護条例第37条第1項の審査請求に関する事項

改正後	改正前
(審査会の調査権限) 第6条 審査会は、第2条第1号又は第2号に掲げる事項(以下「審査請求事件」という。)の調査審議に関し必要があると認めるときは、審査請求事件について諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)に対し、情報公開条例第7条第2項に規定する公開決定等に係る公文書(情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。)(以下「決定公文書」という。)又は個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項若しくは第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る保有個人情報(個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。)(以下「決定保有個人情報」という。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された決定公文書の公開又は決定保有個人情報の開示を求めることができない。 2～4 略	(審査会の調査権限) 第6条 審査会は、第2条第1号又は第4号に掲げる事項(以下「審査請求事件」という。)の調査審議に関し必要があると認めるときは、審査請求事件について諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)に対し、情報公開条例第7条第2項に規定する公開決定等に係る公文書(情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。)(以下「決定公文書」という。)又は個人情報保護法第20条第1項、第28条第1項若しくは第35条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等に係る保有個人情報(以下「決定保有個人情報」という。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された決定公文書の公開又は決定保有個人情報の開示を求めることができない。 2～4 略

大村市国民健康保険条例の改正概要（第2号議案関係）

1 出産育児一時金の見直しについて

平均的な出産に要する費用が増加している状況に鑑み、出産に係る経済的負担を軽減するため、健康保険法施行令が改正されたことに伴い、出産育児一時金の基本額について、以下のとおり改正するものである。

出産育児一時金（※1）	改正前	改正後
基本額	40.8万円	48.8万円
産科医療補償制度掛金加算額の 上限額（※2）	1.2万円	1.2万円
総支給額	42万円	50万円

※1 出産育児一時金とは、保険給付として国民健康保険の被保険者又はその被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するために支給される一時金

※2 産科医療補償制度とは、分娩に関連して発症した重度脳性まひの子どもとその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、重度脳性まひの原因分析を行い、同様の事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、分娩に係る医療事故の紛争の早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的とする制度

2 施行期日

令和5年4月1日

大村市国民健康保険条例（新旧対照表）

改正後	改正前
(出産育児一時金) 第5条の2 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として488,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに12,000円を超えない範囲内において規則で定める額を加算するものとする。 2 略	(出産育児一時金) 第5条の2 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として408,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに12,000円を超えない範囲内において規則で定める額を加算するものとする。 2 略

大村市福祉医療費の支給に関する条例の改正概要（第 3 号議案関係）

1 改正の理由

子どもに係る福祉医療費の支給対象者及び現物給付方式の対象者を拡大するため、以下のとおり改正するものである。

2 改正の内容

(1) 子どもに係る福祉医療費の支給対象者の改正（第 2 条関係）

改正前	改正後
満 1 5 歳 に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの者	満 1 8 歳 に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの者

※上記の改正により増加する支給対象者数は約 3, 0 0 0 人

(2) 現物給付方式の対象者の改正（第 6 条関係）

改正前	改正後
満 6 歳 に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの者	満 1 5 歳 に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの者

3 施行期日

- (1) 令和 5 年 4 月 1 日（上記 2 の(1)）
- (2) 令和 5 年 1 0 月 1 日（上記 2 の(2)）

大村市福祉医療費の支給に関する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 子ども 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで の者をいう。 (3) ～(19) 略 (支給の方法) 第6条 略 2 略 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、対象者（満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者に限る。）が市長が定める保険医療機関等において保険給付を受けたときは、受給資格者等が当該保険医療機関等に支払うべき負担金について、福祉医療費として当該受給資格者等に対し支給すべき額の限度において、当該受給資格者等に代わり、当該保険医療機関等の請求に基づき支払うことができる。 4 略	(用語の定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 子ども 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで の者をいう。 (3) ～(19) 略 (支給の方法) 第6条 略 2 略 3 前2項の規定にかかわらず、市長は、対象者（満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者に限る。）が市長が定める保険医療機関等において保険給付を受けたときは、受給資格者等が当該保険医療機関等に支払うべき負担金について、福祉医療費として当該受給資格者等に対し支給すべき額の限度において、当該受給資格者等に代わり、当該保険医療機関等の請求に基づき支払うことができる。 4 略

大村市子ども・子育て会議条例（新旧対照表）

改正後	改正前
(設置) 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、大村市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。 (所掌事務) 第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。	(設置) 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、大村市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。 (所掌事務) 第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 の改正概要（第5号議案関係）

1 改正の理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、当該省令に従い、又は参酌して本市の条例で定める事項について改正するものである。

2 主な改正の内容

(1) 安全計画の策定等に関する規定の追加（第7条の2関係）

家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等における安全計画を策定し、必要な措置を講じなければならないこと等を定める。

(2) 自動車を運行する場合の所在の確認に関する規定の追加（第7条の3関係）

ア 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができする方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならないことを定める。

イ 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて利用乳幼児の所在の確認（降車の際に限る。）をしなければならないことを定める。

(3) 懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定の削除（第13条関係）

児童福祉法の一部改正により、懲戒に係る権限についての規定が削除されたことに伴い、本条例における当該権限の濫用禁止を規定した条文を削除する。

3 施行期日

令和5年4月1日（上記2の(3)については、公布の日）

大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）

改正後	改正前
(安全計画の策定等) 第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。 4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。 (自動車を行う場合の所在の確認) 第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。 2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の	

改正後	改正前
座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。	(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)
第10条 家庭的保育事業等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じて当該家庭的保育事業等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。	(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準) 第10条 家庭的保育事業等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。
第13条 削除	(懲戒に係る権限の濫用禁止) 第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
(衛生管理等) 第14条 略 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症	(衛生管理等) 第14条 略 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

改正後	の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 3～5 略
改正前	3～5 略

大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）

改正後	改正前
第4条 略 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 (1) 認定こども園 法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分 (2) 幼稚園 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分 (3) 保育所 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分 （正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第6条 略 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもとの総数が、当該特定教育・保育施設の利用する小学校就学前子どもとの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならぬ。	第4条 略 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 (1) 認定こども園 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分 (2) 幼稚園 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分 (3) 保育所 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもとの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもとの区分 （正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第6条 略 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもとの総数が、当該特定教育・保育施設の利用する小学校就学前子どもとの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならぬ。

改正後	改正前
3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 4・5 略	3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 4・5 略
（あっせん、調整及び要請に対する協力） 第7条 略 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 （受給資格等の確認） 第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもとの区	（あっせん、調整及び要請に対する協力） 第7条 略 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。 （受給資格等の確認） 第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもとの区

改正後	改正前
育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。 (利用者負担額等の受領) 第13条 略 2・3 略 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1)・(2) 略 (3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同じの世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供 (ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円 (イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円 (第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円) イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもを	分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。 (利用者負担額等の受領) 第13条 略 2・3 略 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。 (1)・(2) 略 (3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同じの世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供 (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円 (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円 (令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円) イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもを

改正後	改正前
いう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。) (ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 (イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 ウ 略 (4)・(5) 略 5・6 略 (特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。) (4) 略 2 略 (運営規程)	いう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。) (ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者 ウ 略 (4)・(5) 略 5・6 略 (特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。) (4) 略 2 略 (運営規程)

改正後	改正前
第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日 (5)～(11) 略	第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1)～(3) 略 (4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもとの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日 (5)～(11) 略
第26条 削除 (特別利用保育の基準) 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる	(懲戒に係る権限の濫用禁止) 第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもへの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 (特別利用保育の基準) 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に

改正後	改正前
小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。 (特別利用教育の基準) 第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する	掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定子ども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。 (特別利用教育の基準) 第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する

改正後	改正前
く。)」とする。 第37条 略 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業者が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 （正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第39条 略 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所に現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特	育を受ける者を除く。)」とする。 第37条 略 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業者が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 （正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第39条 略 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所に現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特

改正後	改正前
定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 3・4 略	当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 3・4 略
(特別利用地域型保育の基準) 第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所に現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。	(特別利用地域型保育の基準) 第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所に現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及	3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及

改正後	改正前
び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分」と、「教育・保育給付認定に基つき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できよう、」とあるのは「抽選、申込みにより決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前1項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第	び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分」と、「教育・保育給付認定に基つき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できよう、」とあるのは「抽選、申込みにより決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が算定する基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前1項」とあるのは「前3項」とあるのは「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事

改正後	改正前
4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第 5 項中「前各項」とあるのは「前 3 項」とする。 (特定利用地域型保育の基準) 第 5 2 条 特定地域型保育事業者が法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第 4 6 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所に現に利用している同条第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合)あつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第 1 9 条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第 3 7 条第 2 項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、本章の規定を適用する。この場合において、第 4 3 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第 1 9 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもに限る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第 2 項中「法	の提供(第 1 3 条第 4 項第 3 号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第 5 項中「前各項」とあるのは「前 3 項」とする。 (特定利用地域型保育の基準) 第 5 2 条 特定地域型保育事業者が法第 1 9 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第 4 6 条第 1 項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第 1 9 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所に現に利用している同項第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第 1 項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合)あつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第 1 9 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第 3 7 条第 2 項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第 1 項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、本章の規定を適用する。この場合において、第 4 3 条第 1 項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第 1 9 条第 1 項第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満 3 歳以上保育認定子どもに限る。)」と、同条第 2 項中「法

改正後	改正前
第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子ども及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。	2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子ども及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

大村市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の改正概要（第 7 号議案関係）

1 改正の理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）の改正に伴い、当該省令を参酌して本市の条例で定める事項について改正するものである。

2 主な改正の内容

(1) 安全計画の策定等に関する規定の追加（第 6 条の 2 関係）

放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所における安全計画を策定し、必要な措置を講じなければならないこと等を定める。

(2) 自動車を運行する場合の所在の確認に関する規定の追加（第 6 条の 3 関係）

放課後児童健全育成事業者は、利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならないことを定める。

(3) 業務継続計画の策定等に関する規定の追加（第 12 条の 2 関係）

放課後児童健全育成事業者は、感染症や非常災害の発生時等の放課後児童健全育成事業所における業務継続計画を策定し、必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと等を定める。

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

大村市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）

改正後	改正前
(安全計画の策定等) 第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。 (自動車を行う場合の所在の確認) 第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができ、方法により、利用者の所在を確認しなければならない。 (業務継続計画の策定等)	

改正後	改正前
第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。 (衛生管理等) 第13条 略 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 3 略	(衛生管理等) 第13条 略 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 3 略

大村市奨学基金条例の改正概要（第8号議案関係）

1 改正の理由

高等学校、高等専門学校又は専修学校（高等課程に限る。）（以下「高等学校等」という。）に在学中の者に対する奨学金について、貸与月額を選択できるよう改正するとともに、所要の改正を行うものである。

2 主な改正の内容

(1) 奨学金の月額（第6条関係）

(改正前) → (改正後)

高等学校等	10,000円	高等学校等	30,000円の範囲内で規則で定める額（※）
大学等	30,000円	大学等	30,000円

※規則で定める額…10,000円、20,000円及び30,000円を想定

(2) 奨学金の返還期間及び返還方法（第14条関係）

ア 奨学金の返還期間

(改正前) → (改正後)

高等学校等	貸与期間の2倍の期間内	高等学校等	貸与期間の3倍の期間内
大学等		大学等	貸与期間の2倍の期間内

イ 奨学金の返還方法

(改正前) → (改正後)

高等学校等	月賦、半年賦又は年賦	高等学校等	月賦、半年賦、年賦その他の
大学等		大学等	割賦（※）

※その他の割賦…2か月に1度の返還、月賦及び半年賦の併用等を想定

3 施行期日

令和5年4月1日

大村市奨学基金条例（新旧対照表）

改正後	改正前
(貸与資格) 第5条 この条例により学資の貸与を受ける者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。 (1) 次のいずれかに該当すること。 ア 市内に住所を有すること。 イ 本人と生計を一にする者で市長が認めるものが市内に住所を有すること。 (2) ・ (3) 略 (奨学金の額) 第6条 貸与する学資（以下「奨学金」という。）の月額は、奨学金の貸与を受ける者（以下「奨学生」という。）1人につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 高等学校、高等専門学校又は専修学校（高等課程に限る。）に在学中の者 30,000円の範囲内で規則で定める額 (2) 略 (奨学生の願い出) 第8条 略 2 前項の願書には、本人の保護者又はこれに代わる者として市長が適当と認める者の保証がなければならない。 (奨学金の返還) 第14条 奨学金は、貸与期間の終了した翌日から起算して6月を経過した後第6条第1号に規定する者にあつては貸与期間の3倍の期間内に、同条第2号に規定する者にあつては貸与期間の2	(貸与資格) 第5条 この条例により学資の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。 (1) 大村市民又はその子女であること。 (2) ・ (3) 略 (奨学金の額) 第6条 貸与する学資（以下「奨学金」という。）の月額は、奨学金の貸与を受ける者（以下「奨学生」という。）1人につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 高等学校、高等専門学校又は専修学校（高等課程に限る。）に在学中の者 10,000円 (2) 略 (奨学生の願い出) 第8条 略 2 前項の願書には、本人の保護者及び市長が適当と認める者の保証がなければならない。 (奨学金の返還) 第14条 奨学金は、貸与期間の終了した翌日から起算して6月を経過した後貸与期間の2倍の期間内に月賦、半年賦又は年賦の方法で、全額を返還しなければならない。ただし、全額又は一部を

改正後	倍の期間内に月賦、半年賦、年賦その他の割賦の方法で、全額を返還しなければならない。ただし、全額又は一部を繰上返還することができる。
改正前	繰上返還することができる。

大村市事務分掌条例（新旧対照表）

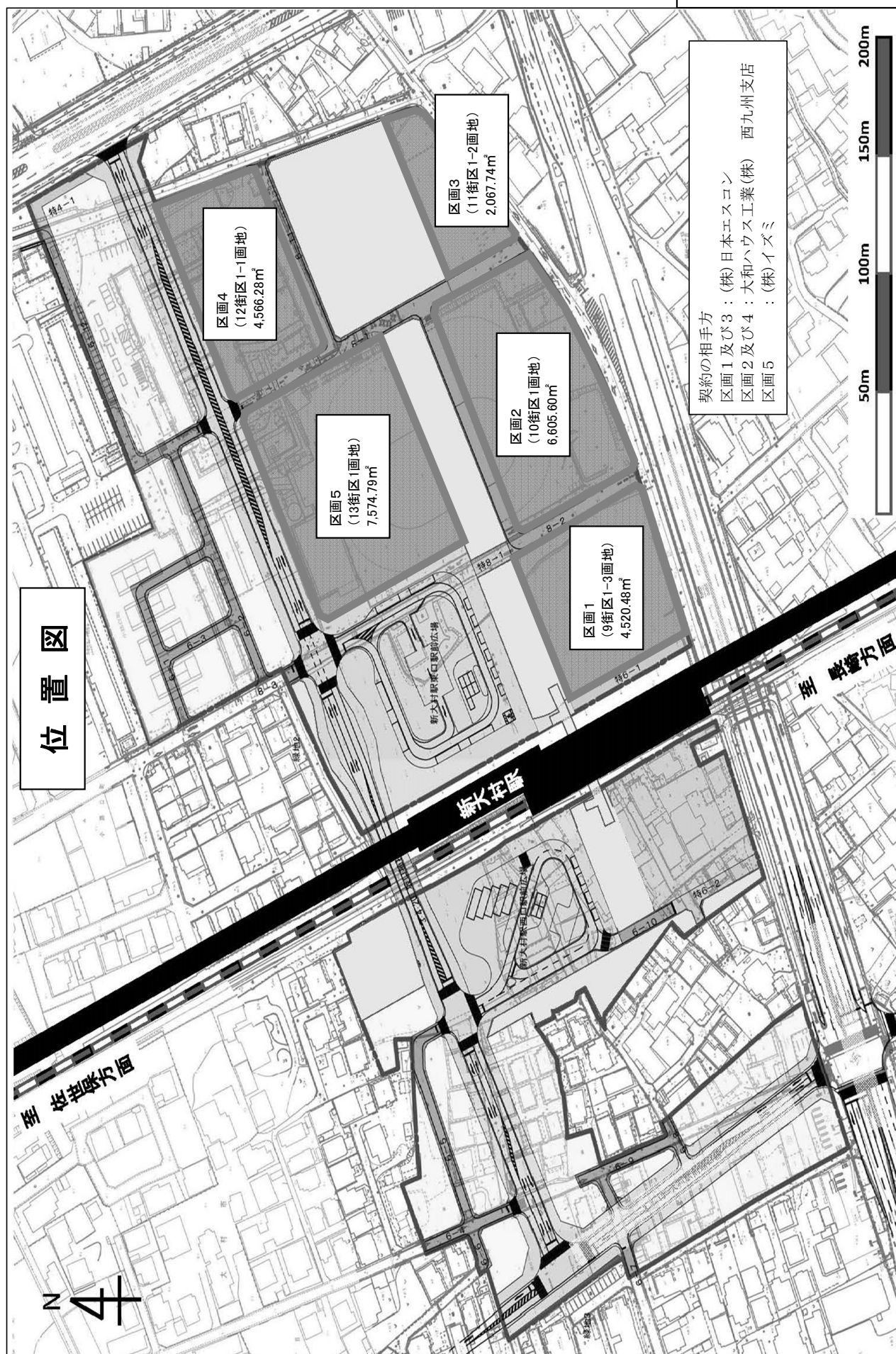
改正後	改正前
(分掌事務) 第2条 前条の部及び課において分掌する事務は、次のとおりとする。 秘書課 略 企画政策部 略 総務部 略 財政部 略 市民環境部 略 福祉保健部 略 こども未来部 略 産業振興部 (1)・(2) 略 (3) 交通政策に関すること。 (4)・(5) 略 都市整備部 (1) 略 (2) 都市計画及び新幹線関連整備に関すること。 (3)・(4) 略	(分掌事務) 第2条 前条の部及び課において分掌する事務は、次のとおりとする。 秘書課 略 企画政策部 略 総務部 略 財政部 略 市民環境部 略 福祉保健部 略 こども未来部 略 産業振興部 (1)・(2) 略 (3) 交通政策に関すること (新幹線に関することを除く。) (4)・(5) 略 都市整備部 (1) 略 (2) 都市計画及び新幹線に関すること。 (3)・(4) 略

工事施行に関する基本協定の変更について（第 10 号議案関係）

- 1 工 事 名 大村線竹松・諏訪駅間新大村（仮称）新駅他新設工事
- 2 協定の相手方 福岡市博多区博多駅前三丁目 25 番 21 号
九州旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 古宮 洋二
- 3 主な変更理由 (1) 信号通信設備新設工事について、新大村駅の設置に伴い、大村線全線の運行管理システム等の改修を想定していたが、同駅前後の踏切内の制御装置の改修のみで足りるため、費用を減額する。
(2) 出改札設備新設工事について、自動出改札設備の設置に伴い、九州旅客鉄道株式会社における改札システムの改修が必要となったが、市の負担分が減額されたため、費用を減額する。

4 経 過

	協定金額	変更金額	工期
当初協定 (令和2年6月12日議決)	769,454,000 円	—	令和2年6月12日から 令和4年9月30日まで
第1回変更協定 (令和3年12月17日議決)	<u>601,351,000 円</u>	△168,103,000 円	令和2年6月12日から 令和5年3月31日まで
今回変更協定	 <u>541,149,779 円</u>	△60,201,221 円	同上



大村公園内の樹木の枝による自動車破損事故について（報告第1号関係）

1 経緯

令和4年11月18日午後8時30分頃、■■■■氏（以下「相手方」という。）所有の普通自動車が市道大村公園線を走行中、折れて市道上に垂れ下がっていた大村公園内の樹木の枝に接触し、ルーフパネルを損傷した。

2 事故の原因及び処理

事故の原因は、樹木の折れ枝の発見が遅れ、伐採等の安全対策を講じていなかったためである。

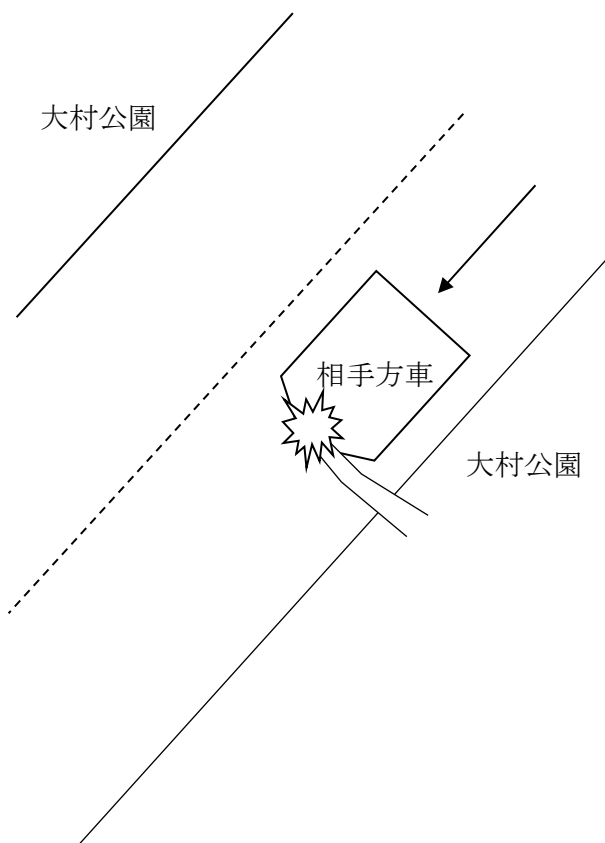
事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。
なお、当該樹木の枝については伐採した。

3 示談内容

大村市は、相手方に対し、修理費の全額115,676円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図 1 (平面図)



詳細図 2 (前面図)

